

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 5 月 18 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500631号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600015号

第1 結論

請求者のA社における平成20年8月10日の標準賞与額を31万円、平成20年12月10日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成20年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年8月10日
② 平成20年12月10日

A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間①と②の記録が漏れている。請求期間当時の源泉徴収票を提出するので、調査の上、賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が加入していたB厚生年金基金から提出された、請求者に係る「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」及び「賞与異動記録」により、請求者は、同社から請求期間①及び②に係る賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、請求者から提出された平成20年分給与所得の源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」の内訳を検証したところ、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」及び「賞与異動記録」並びに源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年8月10日は31万円、平成20年12月10日は28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主からは、請求期間①及び②に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判

断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。